

日時：令和4年8月10日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

三原事務局次長、香月参事官、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官

○伊藤企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第212回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「第57回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について」、本日は、御参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第57回APPAフォーラムの結果について、御報告させていただきます。

APPAフォーラムは、アジア太平洋地域の13の国・地域における19のデータ保護機関が、プライバシー保護に関する法制度や執行状況などに関して情報交換を行うことを目的として、年2回開催しております。なお、当委員会は2014年からオブザーバーとして参加しており、2016年に正式にメンバーとなっております。

今回、第57回目となるフォーラムは、先月の12日及び13日の2日間、香港PCPDの主催により、オンライン形式で開催されました。当委員会からは、浅井委員と中湊専門委員にも御参加いただき、二つのセッションと一つのパネルディスカッションにおいて当委員会の取組状況などを御説明いただきました。

一つ目として、「各国からの報告：新たな戦略と動向」のセッションにおいて、中湊専門委員に御登壇いただき、当委員会が本年3月に策定した個人情報保護委員会の国際戦略について御紹介いただきました。こちらでは、まず、戦略策定の背景及び戦略の位置付けに触れていただいた上で、戦略の三つの柱である、「個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築」、「国際動向の把握と情報発信」及び「国境を越えた執行協力体制の強化」について御説明いただきました。

二つ目として、「データ保護に関するイニシアチブと動向」のセッションにおいて、浅井委員に御登壇いただき、当委員会がDFFT推進に向けて取り組む三つのアプローチを御紹介いただきました。こちらでは、「各国個人情報保護法の枠組みを活用したデータ流通促進」、「グローバルに利用可能な企業認証制度の導入可能性の追求」及び「個人情報保護分野の新たなリスクに関する国際的議論の主導」について御説明いただきました。

さらに、企業認証制度に関しては、我が国を含む七つのエコノミーが本年4月に公表したグローバル越境プライバシールールフォーラムの設立に向けた宣言に言及いただき、C

B P Rシステム未参加のA P P Aメンバーへの新フォーラムの参加検討と、企業認証制度を含むD F F T推進に向けた各取組に係るA P P Aメンバーとの協力強化を呼びかけていただきました。

三つ目として、「新たな技術から生じるプライバシー上の課題と規制ロードマップ」のパネルディスカッションにおいて、浅井委員に御登壇いただき、顔認識技術の犯罪予防や安全確保目的の利用に係る当委員会の取組を御説明いただきました。

質疑応答の場では、司会の香港プライバシー・コミッショナーより、ソーシャルメディア・プラットフォームの利用により生じる問題に対処するために、他の機関と協力すべきかとの質問があり、浅井委員より、個人情報保護に加え、消費者保護や競争政策の観点からも検討を要する、対象が重複・交錯する事例が存在しているとの認識の下、当委員会においても、国内関係当局との間で知見や認識を随時共有している旨、応答いただきました。

続きまして、今回のフォーラム全体としては、コミュニケのとおり、「新たな技術とデータ保護」、「ガイダンスとアウトリーチ」及び「執行と立法動向」が主要テーマに位置付けられ、参加メンバーから各々の取組が共有されたほか、A P P Aの各ワーキンググループ（G P A、G P E N、A P E C等）における活動状況が紹介されました。主要テーマの一つである新たな技術としての顔認識技術、また、ソーシャルメディアとプライバシーに関連する報告が多く行われました。

以上の本フォーラムの成果を取りまとめる形で、コミュニケが採択されました。その英語版を資料1-2、仮訳を資料1-3として併せて提出しております。このコミュニケ策定のプロセスにおいて、当委員会より、グローバルC B P Rシステムの推進を含む当委員会におけるD F F Tに係る取組を盛り込むべき旨を提案し、参加メンバーの合意を得ております。

最後に、次回の第58回A P P Aフォーラムについては、シンガポールの主催により、本年11月29日及び30日に開催される予定となっております。

報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、A P P Aフォーラムに参加された浅井委員、中湊専門委員からもコメントをいただければと思います。

浅井委員。

○浅井委員 私は、今回で2回目のA P P Aフォーラムへの参加となりました。

初日の発表では、当委員会におけるD F F T推進に向けた取組を紹介した上で、最新の動きとして、A P E Cの企業認証システムであるC B P RシステムをA P E Cの枠を超えて推進するため、本年4月21日に設立されたグローバルC B P Rフォーラムを説明いたしました。A P P Aメンバーに対して、グローバルC B P Rフォーラムの意義を伝え、同フォーラムへの参加検討や企業認証制度を含む当委員会のD F F Tに関する各取組についての協力強化を呼びかけました。

2日目には、新技術に関するパネルディスカッションにパネリストとして参加するとともに、最終的なコミュニケに当委員会の取組を盛り込むなど、今回の機会を有効に活用し、積極的な情報発信ができたと考えております。

なお、初日の発表後には、主催者である香港PCPDの委員長から、信頼性のある越境データ流通の重要性を再認識できたとのコメントもありました。当委員会の貢献に対して高い評価が述べられたところであります。

引き続き、当委員会として国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたいと考えます。以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、中湊専門委員。

○中湊専門委員 それでは、御報告させていただきます。

私は、今回で4回目のAPPAフォーラムへの参加となりました。今回のフォーラムでは、本年3月30日に委員会決定した当委員会の国際戦略について紹介いたしました。まず、戦略策定の背景や当委員会が国際的な取組を進める際の戦略の位置付けに触れた上で、戦略の柱を説明しました。

第1に「個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築」、第2に「国際動向の把握と情報発信」、第3に「国境を越えた執行協力体制の強化について」であります。APPAを含む国際関係の各取組方針を明確化して、かつ、一つのパッケージとして整理している当委員会の国際戦略は大変明快であり、APPAに参加する各国のデータ保護機関の気付きと刺激につながったのではないかと考えております。

引き続き、APPAフォーラムでは、当委員会の取組を積極的に発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまのお二方のコメントと先ほどの事務局の報告について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お二方、ありがとうございました。

また本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

(中湊専門委員退出)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について、御説明いたします。

資料2、項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。

まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされています。

この独自利用事務の情報連携に係る届出については、委員会で、これまでに1,245団体の9,070件の届出について委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続いて、項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました令和5年2月から開始される情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計67団体から、新規の届出が112件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が48件、事務の廃止等を行う中止の届出が22件の計182件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,247団体、届出数が9,160件となります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 独自利用事務の情報連携の利活用促進について、一言申し上げたいと思います。

独自利用事務の情報連携制度は、現在、約7割の都道府県・市区町村に利用されており、年3回の届出照会の度に新たに利用する地方公共団体が増えています。

また、番号法の改正により、法定事務や情報連携できる特定個人情報が追加されることに伴い、地方公共団体からの要望により独自利用事務の情報連携の事例が追加される余地が生じることなどから、本制度の利活用による国民の利便性や地方公共団体の事務の効率性の更なる向上が期待されています。

委員会は、独自利用事務の情報連携に係る届出を受け付ける立場にあり、日頃から地方公共団体に対し、当該制度の利活用促進に資する情報提供や支援を行っているところです。

今後、制度の対象事務の拡大が見込まれる中、地方公共団体とのコミュニケーションを一層充実させて、具体的なニーズや制度利用のメリットを整理し、更に分かりやすい情報提供を行うことを通じて、独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、委員会がより積極的・効果的に地方公共団体を後押ししていくことを期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、通知することといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「国税庁（国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、国税庁長官から、「国税関係（受付）事務」及び「国税関係（賦課・徴収）事務」の2件の全項目評価書が提出されました。

初めに、事務の内容とリスク対策の概要の説明を行い、次に、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明いたしますので、これらを承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料3-1に基づき、「国税関係（受付）事務」の全項目評価書の概要を御説明します。

評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国税庁は、e-Taxと呼ばれる国税電子申告・納税システムにより、個人番号が記載された所得税や消費税の申告書等の收受を行っています。追加された事務の内容については、8ページの別添1の「備考」を御覧ください。e-TaxがKSKシステムと呼ばれる国税総合管理システムからNISA口座の情報を取得し、納税者等がe-Taxで確認できるようにすること、KSKシステムから納税者の口座情報を取得し、公的給付支給等口座登録簿情報としてデジタル庁に提供すること及びデジタル庁から公的給付支給等口座登録簿情報の提供を受け、所得税の還付に利用することが追加されています。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明します。

まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。20ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。本人より公金受取口座の利用希望等があった納税者の情報のみをKSKシステムから連絡するように制御していること等が具体的に記載されています。

また、21ページ中段の「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」を御覧ください。公的個人認証サービスに係る電子証明書や省令等に規定された電子証明書により、本人確認を実施すること等が具体的に記載されています。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。23ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。KSKシステムから受け取る情報については、受付事務に必要なe-Tax利用者の情報のみとすることで、必要な情報との紐付けは行われないようにしていること、厳格な本人確認が完了した個人番号で管理された非課税口座の情報とe-Taxの利用者識別番号を紐付けることで、異なる者の非課税口座の情報が誤って紐付かないようにしていること等が具体的に記載されています。

また、中段の「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」を御覧ください。システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行うこと等が具体的に記載されています。

次に、特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策についてです。26ページの「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。特定個人情報の提供を行う際には、提供の日時等を記録したログを一定期間保存し、必要に応じて内容の点検を実施するなどの措置を採ること等が具体的に記載されています。

また、27ページ上段の「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。特定個人情報の提供については、専用線を使用し、暗号化した上で決められた情報のみを提供する仕組みとしていること等が具体的に記載されています。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。28ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。公金受取口座の利用の有無を確認するチェック欄を設け、利用希望があった場合に限り、公金受取口座の情報を照会することにより、当該情報の目的外入手を防止すること等が具体的に記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。30ページ中段の「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」を御覧ください。公金受取口座の利用を希望する所得税の還付申告書等の提出があった都度、e-Taxから情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報登録システムより口座情報を取得し、還付処理の完了後速やかに削除していること等が具体的に記載されています。

「国税関係（受付）事務」の評価書の概要説明については以上です。

続きまして、「国税関係（賦課・徴収）事務」の全項目評価書の概要を説明します。

国税庁は、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づき、評価書が犯則事件の調査等のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであり、公表することにより違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることを理由として、一部を非

公表にしています。

一方、特定個人情報保護評価指針第5の3において、評価実施機関は、予定しない部分を含む評価書の全てを委員会に提出することとされています。資料3-2が非公表部分を黒塗りにした評価書で、資料3-3が通常の評価書となります。本日は、資料3-3を用いて説明させていただき、委員会ホームページでは資料3-2のみを公表したいと考えております。

それでは、資料3-3に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国税庁は、KSKシステムで受け付けた所得税や消費税の申告書等の処理や納税の管理、税務調査等を行っています。

追加された事務の内容については、5ページから6ページまでの別添1を御覧ください。KSKシステムは、e-Taxへ公的給付支給等口座登録簿情報を移転すること、e-Taxから公的給付支給等口座登録簿情報を入手し、所得税の還付に利用すること、及びe-TaxへNISA口座の情報を移転し、納税者等がe-Taxで確認できるようにすること等が追加されています。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明します。

初めに、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。201ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。公金受取口座の登録申請等に当たっては、希望する納税者本人がその意思を記載して提出するため、希望した納税者の情報しか入手できないこと等が具体的に記載されています。

また、203ページ下段の「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。書面の取得に係り、納税者が税務署等に来署する場合には、窓口で対面にて收受すること、郵送の場合には必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、国税庁ホームページで案内をすること等が具体的に記載されています。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。204ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。公金受取口座の登録申請等を希望した者の情報については、事務の目的を超えて利用できないよう、他の不必要な情報と紐付かないようなシステム仕様となっていること等が具体的に記載されています。

また、中段の「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」を御覧ください。どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを1年程度ハードディスク等に保存し、必要に応じて内容の点検を実施していること等が具体的に記載されています。

最後に、特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策についてです。208ページ上段の「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。公金受取口座の登録申請等に係る情報については、本人より登録申請等があった納税者等の情報のみ移転すること等が具体的に記載されています。

また、下段の「リスク 2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。データセンター内部に限定された回線を用い、決められた情報しか提供しないようにシステムで制御していること等が具体的に記載されています。

「国税関係（賦課・徴収）事務」の評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料 3 - 4 及び 3 - 5 に基づき、事務局による審査結果を御説明します。

まず、資料 3 - 4 に基づき、「国税関係（受付）事務」について御説明します。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「国税電子申告・納税特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。先ほどの概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、公的給付支給等口座登録簿情報を入手する際及び提供する際のリスク対策について、75番では、納税者がNISA口座をe-Taxで確認する際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められませんでした。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。

(1) として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2) として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3) として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4) として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

次に、資料 3 - 5 に基づき、「国税関係（賦課・徴収）事務」について御説明します。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「国税関係（賦課・徴収）事務」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次に、「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、25ページ



を御覧ください。先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、公的給付支給等口座登録簿情報を入手する際及び提供する際のリスク対策について、75番では、納税者がNISA口座をe-Taxで確認する際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続きまして、26ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められませんでした。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国税庁に対して、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございました。

公金受取口座の利用について、1点述べさせていただきます。

公金受取口座の利用等については、これまでも複数の評価実施機関からの保護評価書を審査・承認しており、今般の国税庁の保護評価のほか、今後も公金受取口座を利用した給付等を行う評価実施機関から保護評価書が提出されることが予想される場所です。

公金受取口座の利用等については、国民からの関心が非常に高いことから、こうした一つひとつの保護評価書を丁寧に審査・承認していくことで、国民からの特定個人情報の適正な取扱いについての信頼を確保していくことが肝要だと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいですか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、資料3-1、3-2、3-4、3-5及び当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。